

様式 A - 2

不利益処分一覧表

(令和 4 年 (2022 年) 12 月 22 日作成)

[所管 : こども未来部おやこ保健課]

No.	法令名	根拠条項	処分名	基準
1	豊中市立児童発達支援センター条例	第 7 条	利用制限	B
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		利用制限
根拠法令及び条項		豊中市立児童発達支援センター条例第7条
所管部課(室)係名		こども未来部 およこ保健課 児童発達支援センター
処 分 基 準	関係条項	児童発達支援センター条例第7条第1項 児童発達支援センター条例施行規則第7条第1項
	基準	<p>(児童発達支援センター条例第7条第1項)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を拒むことができる。ただし、法定の手続を必要とするときは、それによる。</p> <p>(1) 定員に余裕がないとき。</p> <p>(2) 第5条各項に該当する者でなくなったとき。</p> <p>(3) その他市規則で定める場合に該当するとき。</p> <p>(児童発達支援センター条例施行規則第7条第1項)</p> <p>第7条 条例第7条第3号の市規則で定める場合に該当するときは、次のいずれかに該当するときとする。</p> <p>(1) 利用児童が疾病にかかり、又はその他の事由により、他の者に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>(2) 保護者又は利用児童が市長の指示に従わないとき。</p> <p>(3) 条例第4条第1項第8号に規定する障害児一時預かり事業(以下「障害児一時預かり事業」という。)の利用児童が、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第56条の6第2項に規定する人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児であるとき。</p> <p>(4) 障害児一時預かり事業の利用児童が、市内に住所を有する者でないとき。</p> <p>(5) その他利用を不相当と認めるとき。</p>
	参考事項	
備考		